



高齢者の保健事業と介護予防の 一体的な実施事業について

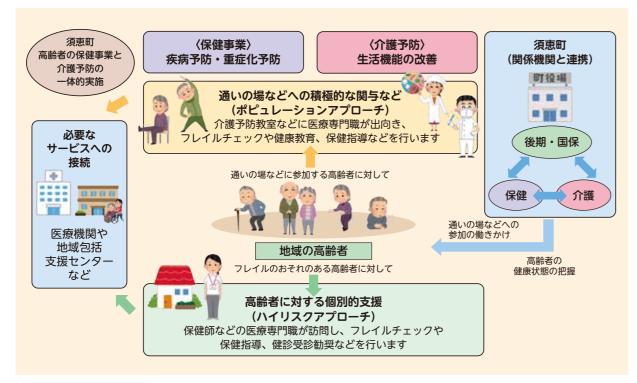
問 健康増進課 健康対策係 ☎ 687-1530(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線164)

令和2年4月「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が施行され、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(以下「一体的実施」という。)」という新たな制度が始まりました。これは、後期高齢者の医療保険者である後期高齢者医療広域連合と市町村が協力して、後期高齢者の健康維持・フレイル(加齢により心身の活力が低下すること)予防に努める新たな仕組みです。

須恵町では、令和5年4月より健康増進課を主担当課とし、福祉課、住民課が連携し、福岡県後期高齢者 医療広域連合や地域の関係機関などと協力して、人生100年時代を見据え、高齢者が地域で健康的な生 活を送ることができるよう、一体的実施に取り組んでいます。

事業概要

健診や医療、介護に関するデータなどを分析し、地域の健康課題を把握し、高齢者に対する個別的支援 (ハイリスクアプローチ)と通いの場などへの積極的な関与(ポピュレーションアプローチ)を行います。



令和5年度の取り組み

▶ 高齢者に対する個別的支援(ハイリスクアプローチ)

須恵町が委託する日本医事保険教育協会の保健師・看護師・管理栄養士などの医療専門職が健康状態 不明者を訪問し、健康状態などについて確認します。健康状態不明者とは過去2年健診未受診・医療機 関未受診・介護認定なしの人のことです。

※訪問の際は、須恵町が委託している職員と分かる名札を着用します。

▶ 通いの場などへの積極的な関与(ポピュレーションアプローチ)

医療専門職が、介護予防教室の場に出向き、フレイル予防などに関する健康教育や測定などを行います。



健康診査のお知らせ

福岡県後期高齢者医療広域連合では、下記の被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化を予防するため 健康診査を実施しています。なお、対象者には4月下旬に受診票を送付しています。

▶受診対象者

被保険者(長期入院者、一部の施設入所者を除く) 生活習慣病^(※)の治療を受けている人も対象。

※生活習慣病とは、糖尿病、高血圧症、脂質異常症その他の疾病で、内臓脂肪の蓄積に起因するものです。

▶ 受診票の送付時期

- ⑦ 令和5年4月末現在で被保険者の人 ……4月下旬
- ◆ 令和5年5月以降に75歳になる人 ……75歳になる誕生月の10日ごろ (誕生日前の受診はできません)

▶受診時の自己負担金

500円

▶受診の方法

かかりつけ医または前回健康診査を受けた医療機関などに、後期高齢者健康診査が受診できるか確認し、予約をする。

なお、受診については、新型コロナウイルス感 染症の発生状況を踏まえ、医療機関にあらかじ め電話でご相談のうえ、ご検討ください。 (どこに予約してよいかわからない時は、下記に お問い合わせください。)

2 健康診査を受診する。

受診の際は、必ず「被保険者証(またはマイナンバーカード*)」、「受診票(桃色)」、「自己負担金500円」を持参する。

- ※マイナンバーカードは、健康保険証利用の申し込みをすると被保険者証として利用できます。(マイナンバーカードの被保険者証利用に対応する医療機関に限ります。)
- 問福岡県後期高齢者医療広域連合

お問い合わせセンター 〒812-0044 福岡市博多区千代四丁目1番27号

福岡市博多区十八四 1 日 1 年 2 7 号 (福岡県自治会館5階)

☎ 651-3111 FAX 651-3901 http://www.fukuoka-kouki.jp/





歯科健診のお知らせ

福岡県後期高齢者医療広域連合では、下記の被保険者を対象に、後期高齢者の口腔機能低下や肺炎などの疾病を予防するため、歯科健診を実施します。なお、対象者には、5月下旬に受診券を送付します。

▶ 受診対象者

昭和18年4月1日〜昭和23年3月31日生まれの、 本年度76歳〜80歳になる人 ※長期入院および一部の施設入所者は除く

▶ 受診期間

令和5年6月から令和5年12月まで (歯科医院の休診日を除く)

▶受診券の送付時期

5月下旬

▶受診時の自己負担金

300円

(間…問い合わせ先)

▶受診の方法

受診できる歯科医院は、福岡県後期高齢者医療広域連合が指定している歯科医院となります。ご不明な場合は、右記へお問い合わせください。 なお、お住まいの地域の歯科医院の一覧は受診券と一緒にお送りします。

▶ 受診時に持っていくもの

- 受診券(記入して実施医療機関へお持ちください。)
- 被保険者証(またはマイナンバーカード*)
- ※マイナンバーカードは、健康保険証利用の申し込みをすると被保険者証として利用できます。(マイナンバーカードの被保険者証利用に対応する医療機関に限ります。)
- 間 福岡県後期高齢者医療広域連合

お問い合わせセンター 〒812-0044 福岡市博多区千代四丁目1番27号 (福岡県自治会館5階)

☎ 651-3111 FAX 651-3901 http://www.fukuoka-kouki.jp/







